

2018年8月13日

各 位

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

**証券取引等監視委員会による勧告事案に関する再発防止策について**

2018年6月29日に、証券取引等監視委員会より公表されました、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する課徴金納付命令の勧告の対象となった弊社行為につきまして、弊社は事態を大変重く受けとめ、事実関係や原因の分析等に関する調査の実施と、認識された問題点に対する再発防止策の検討を進めてまいりました。

今般、別紙の通り再発防止策等を決定いたしましたので、お知らせいたします。

今般の弊社の行為により、お客さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は、今般決定いたしました再発防止策を確実に実行し、内部管理態勢の強化を図り、お客さまをはじめとする関係者の皆さまからの信頼回復に全社をあげて取り組んでまいります所存です。

以上

(別紙)

## 改善策等について

### 1. 事実関係の概要

証券取引等監視委員会から金融庁への勧告に記載されております通り、弊社の債券ディーリング業務等に従事していたディーラーが、平成 29 年 8 月 25 日午後 6 時 34 分頃から同日午後 7 時 9 分頃までの間、大阪取引所において、約定させる意思がないのに、最良買い気配値以下の価格に多数の買い注文を発注する方法により、合計 6,253 単位の買付けの申込みを行うとともに、合計 177 単位を売り付ける一方、最良売り気配値以上の価格に多数の売り注文を発注する方法により、合計 1,844 単位の売付けの申込みを行うとともに、合計 158 単位を買い付けるなどし、もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをしたものです。

### 2. 原因

弊社はグローバル金融市場に関わるものとして、金融商品取引法が求める市場の公正性、透明性を確保すべく社内の法令遵守体制の整備、研修等を通じた社員教育を進めてまいりましたが、長期国債先物取引については、相場操縦行為のモニタリング、上司による管理監督、教育研修の面でなお不十分な点があったものと認識しております。

このような課題に対して、以下の通り再発防止策を講じ、これを着実に履行し、内部管理態勢の強化を図ってまいり所存です。

### 3. 再発防止策

まず、弊社の足元のリスク管理態勢(3つの防衛線)について簡単にご説明いたします。

弊社では、リスク管理に携わる各部門の役割・責任を明確化するために、リスク防衛の組織を、一線の防衛線、二線の防衛線、三線の防衛線に整理した上で、これら「3つの防衛線」に基づくリスク管理の枠組みを構築しています。フロント部署、コンプライアンス関連部署、内部監査部署が、それぞれ一線、二線、三線の防衛機能を担い、各防衛機能が適切に確保できるようガバナンス態勢を構築し、それぞれ機能を発揮するに足りる十分な権限、能力、独立性を備えております。

かかる枠組みのもとで各業務や商品に関して、しかるべき管理をしております。

然しながら、長期国債先物取引における相場操縦行為については、かかる「3つの防衛線」が十分機能しておりませんでした。

再発防止に向けた取組みは次の通りです。

(1) 一線における再発防止策と取組み状況

① フロントにおけるモニタリングの仕組みの改善

フロントのモニタリング高度化を実施いたしました。従来は、長期国債先物取引についてシステム上約定内容しか確認出来ていませんでしたが、再発防止策として発注内容全てを抽出し、疑わしき取引を随時モニタリング出来るようにシステム開発を行い、既に所属上長が取引時間帯にシステム上で随時の確認を実施しております。

また、事後検出としてのモニタリングを開始し、モニタリング結果は日々部長及び内部管理責任者宛展開されるとともに、ディーラー全員にも発信され、牽制を働かせております。

② 上司によるディーラーに対する管理監督態勢の改善

本事案発生時における管理監督者による実態把握は、市場リスク管理や表面化したトラブル・リスク事象に対する動態管理に留まっておりました。再発防止策として、動態管理・コミュニケーション・モニタリングの強化等、より踏み込んだ実態把握態勢を確立し、既に実施を開始しております。

③ 教育・研修の内容具体化と頻度・反復性向上

不正行為の起こらないカルチャーの浸透に向け、ディーラー教育・研修の強化策を講じ、既に実行に移しています。いずれも説明内容の具体性と頻度を高め、社員による咀嚼と本質的理解の促進を目的とするものです。

(2) 二線におけるモニタリング態勢の強化

従来、長期国債先物取引は事後モニタリングとしての売買審査の対象外でした。

本事案発覚に伴い、2017年10月以降、全発注・約定データにつきモニタリングを開始いたしました。また、さらなる精度向上をめざし、2018年12月末の完成に向けて現在システム開発に取り組んでおります。

加えて、持株会社である三菱UFJ証券ホールディングス(以下MUSHD)のコンプライアンス担当部署内に、内外の規制情報・当局関連情報・同業他社情報等を収集分析し、世の中の変化・進化に呼応し、内部管理・業務運営態勢の高度化に継続的に取り組むための組織を設置し、必要な人材を投入いたします。

(3) 三線における対応と取組み状況

今回の事案を受けて、「債券売買管理態勢」の監査を下期に実施いたします。監査にあたっては、今般一線、二線が策定した再発防止策の有効性・十分性を確認し、その運用状況を評価いたします。また、管理態勢を総合的に検証し、脆弱な部分があれば指摘し改善を求めます。これに加えて国内外の規制強化や、新たな取引手法への対応状況も検証し、法令違反を未然に防止する態勢構築に資することを目指します。債券売買管理態勢監査は、来期以降も継続的に実施する予定です。

(4) 一線・二線のコミュニケーション

一線・二線間のコミュニケーション活性化を図り、世の中の変化や新たな動きについて積極的に情報交換、意見交換を行い、協力して対応策を考案、実行するカルチャーを醸成、定着させてまいります。また、そのようにして議論された結果を、手続きやマニュアルにも反映させ、社員が正しい行動を実践できるようにいたします。

(5) 企業カルチャーの強化

経営として、今回の事案における根本原因は、市場コンダクトに関する意識の浸透が不十分であったことと認識しております。企業カルチャーの強化につなげる施策として以下を実行してまいります。

① フロントオフィス・スーパービジョンプログラムの導入

フロント部署が自ら責任を持ってリスクを検知・抽出し、適切に対応する能力を高めるための仕組みとして、MUSHD 傘下の海外拠点で既に実施済のフロントオフィス・スーパービジョンプログラム(フロントがリスクオーナーシップをとって行う高度な自主点検プログラム)をフロント部署で導入いたします。

② 市場コンダクト協議会の設置

「正しいことをする」コンダクト・カルチャーを浸透させるため、「市場コンダクト協議会」を設置いたします。本協議会は、社長以下、業務・管理両部門の役員で構成し、市場コンダクトにフォーカスし、発生事案の分析、改善策の検討、施策の実施状況等につき討議を行う場とし、経営陣が先頭に立ってコンダクト・カルチャーを高めてまいります。

③ 全社プロジェクトへのコンダクト視点の反映

弊社及び MUSHD では、「新中計のビジネスモデル変革を支える強固な企業カルチャー」の確立に向けて、全社的なカルチャー強化プロジェクトを 2018 年度下期から開始する予定です。この中に「強固なコンダクト・カルチャー確立」施策を加え、役員が先頭に立って牽引してまいります。

(6) 再発防止策のグループ内共有と進捗フォローアップ (PDCA)

再発防止策の有効性を PDCA サイクルの中で検証し、不足分を修正、若しくは必要な改善策を加えるなどして、常により高い水準を目指してまいります。加えて、MUFG コンプライアンス担当部署を通じてグループ内で、市場の公正性、透明性を確保するための意識、情報を共有、活用してまいります。

#### 4. 役職員の責任の明確化

##### (1) 役員責任の明確化

- 役員から、以下の通り報酬の自主返上の申し出がありました。

対象者 (勧告時：2018/6/29) (発生時：2017/8/25)	内容	金額
勧告時：取締役副会長 発生時：取締役社長 兼 最高経営責任者	報酬の自主返上	20%×2 ヶ月
勧告時：取締役社長 兼 最高経営責任者 発生時：(未着任)	報酬の自主返上	10%×2 ヶ月
勧告時：市場商品部門担当取締役副社長 発生時：同上	報酬の自主返上	20%×2 ヶ月
勧告時：内部監査担当役員 発生時：コンプライアンス担当役員	報酬の自主返上	10%×2 ヶ月
勧告時：フィクストインカム・セカンダリー業務担当役員 発生時：同上	報酬の自主返上	10%×2 ヶ月

##### (2) 職員の責任の明確化

- 行為者および管理者については、社内規程にもとづき厳正に処分いたしました。

以上